



Title	札幌市下水道科学館リニューアルに子どもの視点を活かす
Author(s)	飯田, 雅子; Iida, Masako
Citation	科学技術コミュニケーション, 20, 17-29
Issue Date	2017-01
DOI	https://doi.org/10.14943/76292
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/64028
Type	departmental bulletin paper
File Information	JJSC20_002.pdf



ノート

札幌市下水道科学館リニューアルに 子どもの視点を活かす

飯田 雅子¹

Report on the Incorporation of Children's Points of View into the Renewal of Sapporo Sewerage Science Museum

IIDA Masako¹

要旨

札幌市では、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」にもとづき、様々な場面で子どもが、提案や意見表明を行う機会を設けて、市政等に子どもの視点を反映させるとりくみを行っている。1997年5月に開館した札幌市下水道科学館は、下水道の広報施設として市民に親しまれてきたが、経年変化による展示物の老朽化と従来型の「見る」「聞く」中心の展示方法の陳腐化が指摘され、リニューアルが計画されている。また、展示物の更新にあたっては、下水道をとりまく環境の変化に応じた市民への効果的な情報発信が課題である。こうした現状と課題をふまえて、札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課は、下水道科学館のリニューアルに向けた展示のあり方について、子どもからの提案・意見募集を行った。子どもを札幌市のまちづくりに参画する大切な市民として認め、その意見を反映させる市のとりくみを、条例との関連性ととともに紹介する。

キーワード：札幌市下水道科学館、リニューアル、展示、札幌市子どもの権利条例、意見表明権

Abstract

Sapporo City, on the basis of “the Sapporo City Ordinance on Rights for the Best Interests of the Child”, is making efforts to reflect the children's points of view to the municipal administration by providing opportunities to children making their suggestion and opinion. Sapporo Sewerage Science Museum opened May 1997 has been familiar to citizen as a public relations facility of sewerage. But the museum exhibition has been pointed out to become decrepit after years and criticized its traditional “Look and listen style”, so renewal is planned. In addition, it is required an effective dissemination of information to the public as the environment of the sewerage has changed. Under this situation and issues, Bureau for the Future of Children, Children's Right Promotion Section of Sapporo City recruited opinion about the exhibition renewal from children. This article along with the relevance of the Ordinance introduces city's trial which recognizes children as important part of citizen to participate in the town planning.

Keywords: Sapporo Sewerage Science Museum, renewal, exhibition,

The Sapporo City Ordinance on Rights for the Best Interests of the Child, the right to express own views

2016年9月16日受付 2016年11月9日受理

所 属：1. 札幌市子どもの権利委員会

連絡先：札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 FAX (011) 211-2943

1. 下水道科学館リニューアルの必要性と課題

1.1 子どもと下水道科学館

札幌市下水道科学館(図1)は、下水道のしくみ、水環境保全や雨水対策などの下水道が果たす役割と、札幌市の下水道の知識を楽しみながら理解できることを目的とした入館無料の広報施設である(札幌市下水道河川局 2016)。下水道事業の広報施設としては、道内で初めて開設された科学館であり、現在は札幌市下水道河川局から委託を受けた札幌市下水道資源公社の職員¹⁾が運営にあたる。下水をきれいにする過程を映像と模型で理解する「スタディーデスク」(図2a)、潜水艦に乗って旅をするという設定の3D映画で下水道の処理工程を水の視点から疑似体験する「サブマリナクアツアー」(図2b)、降雨時には実際に雨水を一時的に貯留する様子が見学できる実物の「雨水貯留管」(図2c)などの展示で、子どもを含む来館者が楽しめる工夫がされている。



図1 札幌市下水道科学館

下水道科学館は学校教育の一環としても活用される。札幌市の小学校では、4年生社会科の「水はどこから」の単元で、下水のゆくえと再利用²⁾について学習することになっている。下水を市内10か所の水再生プラザ(下水処理場)で処理して川へ流すほか、きれいにした水を流雪溝³⁾・融雪槽⁴⁾の水として再利用する(北海道社会科教育連盟 2015)、雪の多い札幌市に特徴的なシステムがあることも学習する。下水道科学館は、小学校での学習内容と連動した下水道の知識をより体験的に理解を深めるため、隣接する創成川水再生プラザ(下水処理場)とあわせて、小学生の社会見学コースになっている。



図2 左から、a)スタディーデスク、b)サブマリナクアツアー、c)雨水貯留管(写真左中央)。下水道河川局提供。

札幌市下水道資源公社の統計資料によると、下水道科学館の入館者は、2010年度以降、4万人台で推移し、子どもはそのうちのおよそ半数を占める(図3)。また、社会見学で訪れる小学校数は、2009年が37校であったが、2010年度から、下水道資源公社による小学校へのバス無料貸出が始まったことで、2010年度は80校に、以後76~97校を維持するほどに大きく増加した(図4)。

1.2 リニューアルにあたって

下水道科学館は、開館後一度も更新がされておらず、展示物の老朽化と「見る」「聞く」中心の従来型の展示方法の陳腐化が進んでいることから、2013年12月の札幌市営企業調査審議会下水道部会で、リニューアルを検討すべきとの意見が出ていた。2015年3月には、建設局下水道河川部(現

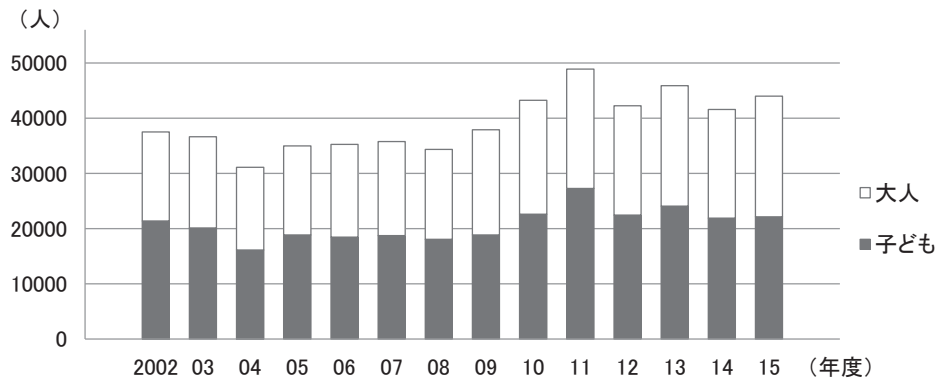


図3 札幌市下水道科学館の入館者数の推移

一般、団体、月一回の個人見学会の総計値である。下水道科学館年度別入館者実績（下水道資源公社）をもとに作成した。18歳未満を子どもとして集計している。

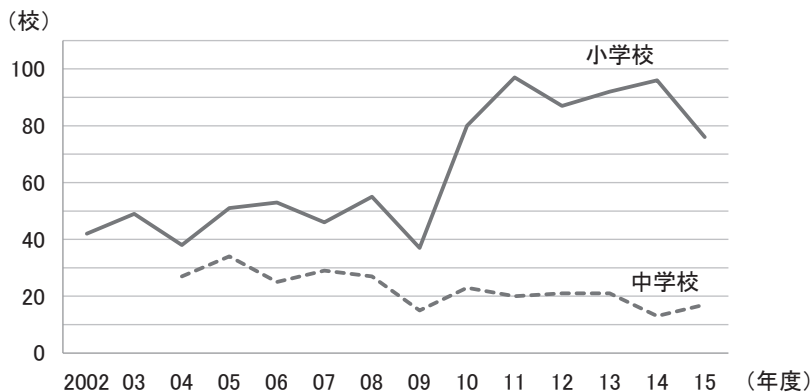


図4 札幌市下水道科学館に社会見学で来館する学校数の推移

札幌市内外の小中学校の各合計。下水道科学館年度別入館者実績（下水道資源公社）をもとに作成した。

下水道河川局、以下、そのように記す）職員、外部有識者、2名の市民委員で構成される「札幌市下水道科学館リニューアル基本計画策定検討委員会」（全6回）（以下、検討委員会と記す）が立ち上げられた。検討委員会では次のような見解がまとめられている。

展示物（ハード）については経年変化による展示物の傷みと故障の増加、ボタンを押すと映像や解説が流れる、「見る」「聞く」中心の従来型の展示方法の陳腐化が指摘され、展示物が更新されないことはリピーター確保の支障となることも懸念された。一方、運営管理（ソフト）の課題には小学生以外の来館者に応じたメニューの少なさ、年間を通じた来館者数の伸び悩み、民間ノウハウの更なる活用（現在は一部のイベントで、民間のイベント会社を活用している）があげられた。また、下水道が十分に普及した昨今ではあたりまえの存在として市民に関心をもたれにくいこと、大規模地震や局所的集中豪雨等の自然災害への対応、下水道資源の有効利用による循環型社会への寄与といった下水道に新たに期待される役割が、現在の展示では対応できていないことをふまえて、今後はより効果的に市民に情報発信ができるような展示・運営管理が求められるとされた。

なお、2015年9月25日から11月3日までの期間で、下水道河川局が来館者アンケートを実施している。来館者対象のアンケートは、2005年、2007年、2010年に行われている。しかし、下水道

科学館のリニューアルに向け、あらためて、来館者が下水道科学館をどのように感じているのか、把握と分析のために詳細な調査が行われた。質問票は1 性別、2 年齢、3 来館回数、4 居住地域、5 来館人数、6 来館目的、7 下水道科学館への最終的な交通機関、8 下水道科学館を知った広報手段、9 よかったと思う展示、10 下水道科学館に求める役割、11 興味のある下水道のしくみ、12 興味のある展示方法、13 今後改善、もしくは新設したほうがよいと思う施設、14 下水道科学館に対する意見・要望(1~13は選択式でその他の項が自由記述式、14は自由記述式)の質問からなる。アンケートの漢字にはふりがなが振られているが、子どもまたは大人の区別なく配布し、376人の来館者から回答があった。年代に区切っておおよその年齢も質問した。現在の展示では「サブマリニアクアツアー」(235人)が最も好印象であり、展示方法については、下水道施設の実物やミニチュア模型などの見て触れて実感できる展示(172人)、豪雨・地震・処理場模擬操作など体験して学ぶことができる展示(119人)に関心が高いという結果が得られている。

1.3 子ども視点での展示評価

科学館の展示に市民の意見をとり入れる発想自体は目新しいものではない。市民のニーズに応じて集客力を高めるための運営改善の観点から、あるいは、科学の専門家だけではなく一般の市民もまきこんで科学館を作りあげていこうという市民参加⁵⁾の観点から、大がかりな更新がなくとも、市民の意見を募る科学館は少なくない。

その方法は、管見の限りでは、館内に意見箱を設置する、来館者アンケートを行う、ウェブサイトで意見や要望を受け付ける、展示のあり方を検討する会議に専門家ではない市民の参加を求めるといったものである。例えば、展示や活動について、バンドー神戸青少年科学館(2016)では、ウェブサイトで市民からの意見を受け付け、姫路科学館(2014)では、アンケートと意見箱により来館者の意見を募った上で、さらに改善内容をウェブサイトで公表している。一般の市民が行った意見交換を反映させる手法としては、川崎市青少年科学館の市民懇談会(川崎市青少年科学館 2011, 2012)、展示自体を市民が主体となって企画した札幌市博物館活動センターのiミュージアムギャラリー(青木 2013)が例にあげられよう。ただ、いずれの方法も来館者や科学館に関心がある層(特に大人)に限定されてしまいやすい上に、子どもが意見を言いやすいように配慮されたものではないため、多様な立場の子どもからのアクセスを可能にはしていない。

子どもから意見を引き出すことはそう簡単ではない。とりわけ教育の分野では、子どもは大人の決定に受容的であるよう求める社会通念があり、意見表明をする機会は多くなく、あるテーマに関して突然問われても、明確な態度をもっていないかもしれないからである。さらに言えば、テーマへの理解力、自身の意見を形成する能力、意見を言葉にして表現できる語彙力と文章構成力が発達段階にあることも、子どもの意見表明を難しくするであろう。大人が子どもの意見を聞く方法を学ぶことはある種の技術なのだという(国連ソーシャルワーカー連盟 2004)。

つまり、子どもに意見を求めるには大人への問いかけと同様ではない工夫が必要であり、それには大人の側の実践スキルのありようも課題ではないかと筆者は考える。本稿は下水道科学館のリニューアルをテーマに、子どもの意見表明の機会を保障する札幌市のとりくみを、次章で述べる「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」(以下、「子どもの権利条例」と記す)との関連性ととともに紹介し、子どもの参加を前提とした意見形成の促進と提案・意見の聴取、子どもにとっての分かりやすさに配慮した情報発信の一つの実践例を示すものである。

2. 子どもの意見表明権とは

2008年11月7日、札幌市で制定され、翌年4月1日から施行された「子どもの権利条例」につい

て、札幌市議会付帯決議(札幌市議会 2008)では、条例が1994年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」を札幌市で具現化するものであると宣言された。子ども⁶⁾の意見表明権はこの「児童の権利に関する条約」の第12条⁷⁾が定める権利として知られる。喜多ら(2009)によれば、子どもの意見表明権は子どもの参加の権利として理解する動きがあるとされ、札幌市においても、条例の第11条が参加する権利として、条約の第12条と関連の深い対応をしている。

子どもの参加・意見表明の機会の保障に関しては、「子どもの権利条例」の前文でその理念が示され、第11条「参加する権利」、第24条「子どもの参加等の促進」、第25条「市の施設⁸⁾に関する子どもの意見」、第27条「子どもの視点に立った情報発信等」で具体化されている。下水道科学館リニューアルに際して、子どもの提案・意見を募集した施策との関連性を図5に示す。

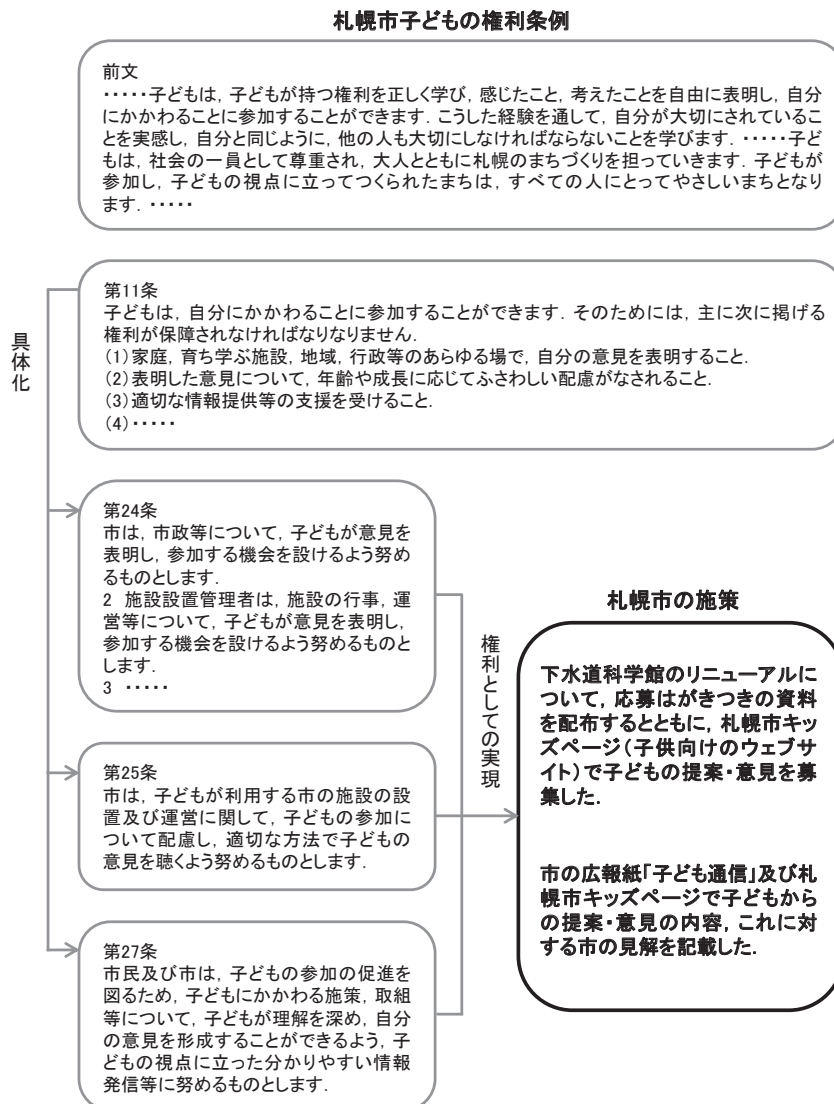


図5 札幌市子どもの権利条例との関連性

条文は「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例 条文解説」(札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 2009) から抜粋した。

3. 子どもからの意見聴取の概要

3.1 子どもの提案・意見の募集

2015年7月頃に、札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課（以下、子どもの権利推進課と記す）から、とりくみの紹介と打診を受けた下水道河川局は、「下水道科学館のリニューアルに際して、子どもの意見を聴いてみたい。」というテーマを提出した。

子どもの権利推進課は、2015年10月8日から12月15日の期間で提案・意見の応募はがきがついた下水道科学館リニューアルの資料（図6）5部を、市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、朝鮮初中高級学校、フリースクールの各学級に郵送した。希望があった場合には追加部数を郵送した。また、下水道科学館、市役所、各区役所、市内の図書館及び児童会館の広報物のコーナーに配置するとともに、札幌市のウェブサイト、子ども未来局キッズページに提案・意見の投稿フォーム（図6と同様のもの）を設けて、募集を行った。さらに、子どもの権利推進課は、小学4年生以上を対象に、市内小・中・高等学校に出向いて子どもの権利に関する出前授業を開講しているため、その際に、学校授業でのグループワークも視野に入れて、意見の応募を呼びかけた。

応募はがき付き資料は、下水道河川局との調整をしながら作成されたものである。「来館者を増やしたい。」という科学館側の意向は「たくさんの人にきてもらうために、」とするなど、平易で子どもに話しかけるような文体になるよう工夫された。



(表面)

(裏面)

図6 提案・意見応募はがきのついた資料

実物はA4サイズの厚紙に印刷されていて、応募はがきは切手をはらずに送ることができるよう料金受取人払いにしている。1. 下水道科学館リニューアルと同時に 2. 自転車のルール・マナーについての提案・意見も募集した。

「リニューアルするよ。」との記述は、この時点では確定でなく、検討中であったため、下水道河川局からの指摘を受けて、「リニューアルを考えているよ。」と表現を改めた。

回答方式については、子ども目線での多様な意見が寄せられることを想定し、選択式回答によって意見の方向性が制約されてしまうことは好ましくないと考え、自由記述とした。このとき、下水道科学館のリニューアルについて唐突に問いを投げかけるのではなく、下水道のしくみと役割を理解しやすい展示や、「見てみたい」、「参加してみたい」と思うような魅力的な展示がどのようなものか、子どもが意見を形成しやすいように「ホップ」、「ステップ」、「ジャンプ」の順序で考えながら、自由に提案・意見を表明できるように回答しやすくしている。

3.2 募集結果

子ども1,225人から1,169件の回答⁹⁾があった。下水道科学館見学の事後学習として授業で扱ったという報告が小学校で2校あり、1枚のはがきに4~5人の子どもが回答し、学校でとりまとめて提出されていることから、授業内でグループワークを行ったと推測されるものが、小学校で8校、中学校で1校あった。回答者の属性は小学生が最多、高校生は0人であり(図7)、下水道科学館のある北区に居住する子どもからの回答が多い(図8)。

子ども未来局キッズページからの応募は0人であった。子どもの意見募集は2012年から始まり、「札幌市円山動物園で新たにぞうを飼うことについて」、「閉校した小学校の利用」などのテーマで募集を行ってきたが、高校生の意見、キッズページでの回答は全くなかった。これについて、子どもの権利推進課は高校生の忙しさやテーマがあまり高校生向けではないことを要因と見ている。

テーマを高校生向けにすると、今度は小中学生になじみにくいものになってしまいがちであるという難しさはあるが、テーマ設定の工夫や、これまで行ってきた高等学校の生徒会等へのよりいっそうの働きかけなどが今後の課題とされた。また、間口を広げる目的でキッズページに投稿フォームを設けてはいるものの、子どもにもインターネット環境が普及してきたとはいえ、学校を通しての紙媒体が依然として利用しやすいのだろうと捉えている。

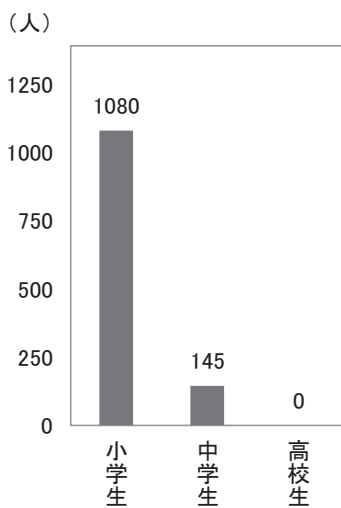


図7 子どもの学校区分
(集計結果をもとに筆者が作成)

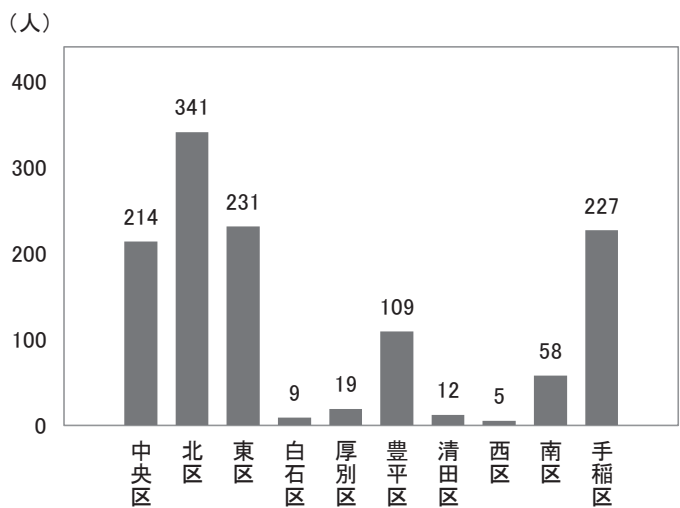


図8 子どもが居住する区
(集計結果をもとに筆者が作成)

回答結果は子どもの権利推進課が17項目、1,681件に分類した。この各項目は、記述内容を検討しながら作成されたものである。各項目に分類された代表的な意見内容の一例を示す(表1)。項目別の集計結果は図9に示す。集計方法であるが、例えば「アトラクションやゲームなどをして、楽しく覚えらるるコーナーが増えたらいい。」は体験型展示(実験、アトラクションなど)で1件、クイズ・ゲームの項目でも1件としている。ハード面については体験型展示に、ソフト面(活動内容)については、クイズ・ゲームに、多くの子どもたちが興味をもっているという結果が得られた。

表1 子どもの提案・意見募集の回答内容の分類

		項目	意見内容(一例,原文どおり)
ハード面	展示全体	体験型展示(実験, アトラクションなど)	アトラクションやゲームなどをして楽しく覚えらるるコーナーが増えたらいい。
		資料展示・説明の改善	子どもの目線に合わせて, 低いものを展示したらいいと思います。小さな子どもが楽しめるように, ボタンを多くしたり, 光ったりするしくみがいいと思いました。
		案内ロボット(機械化)	おしゃべりソファをちゃんと会話をして, はっきり話すことができるといいです。
		映像(3D・4D化など)映像	「サブマリンアクアツアー」を4Dにすればいいと思う。
	個別展示(ジャンル指定)	迷路	下水道の大きな迷路を作ったりトンネルを作った下水道を再現したものの中を遊んで遊ぶものを作ったりしたらもっとよくなると思います。
		模型(下水道トンネルなど)	下水のしくみの模型とプロジェクションマッピングを合わせて, それに言葉で説明をしたりする。
		ろ過	汚い水ときれいな水のちがいを展示する。きれいになった水を飲める場所をつくる。微生物を観察できる場所をつくる。
		下水道マップなど	マップでどこに下水道が通っているのかを知れるような展示品を作る。
		下水導管・下水の様子(透明化など)	ガラスばりの下水道をつくったらいい!
		イベント・PR全般	下水道科学館できれいにした水で放水ショーをやればいいと思う。
ソフト面(活動内容)	イベントやPR	仕事体験・見学ツアー	お仕事体験や下水道見学ツアーがあればいいと思う。
		スタンプラリー	下水道の豆知識を書いたスタンプラリーはどうですか。
		クイズ・ゲーム	ゲームみたいにして学べる場所, クイズ方式で学べる場所, 学ぶのが楽しくなる場所がいっぱいほしいです。
		キャラクター作成(活用)	リニューアルするにあたって可愛い Mascot キャラクターを考えるのが良いと思う。
		記念品・来場者プレゼント	下水道科学館できれいにした水をあげたらいい。
		ポスター・チラシ・パンフレットなど	テレビのCMでながしたりちらしなどを配るといいと思います。
		その他	下水道科学館を遊園地みたいにしてほしい。

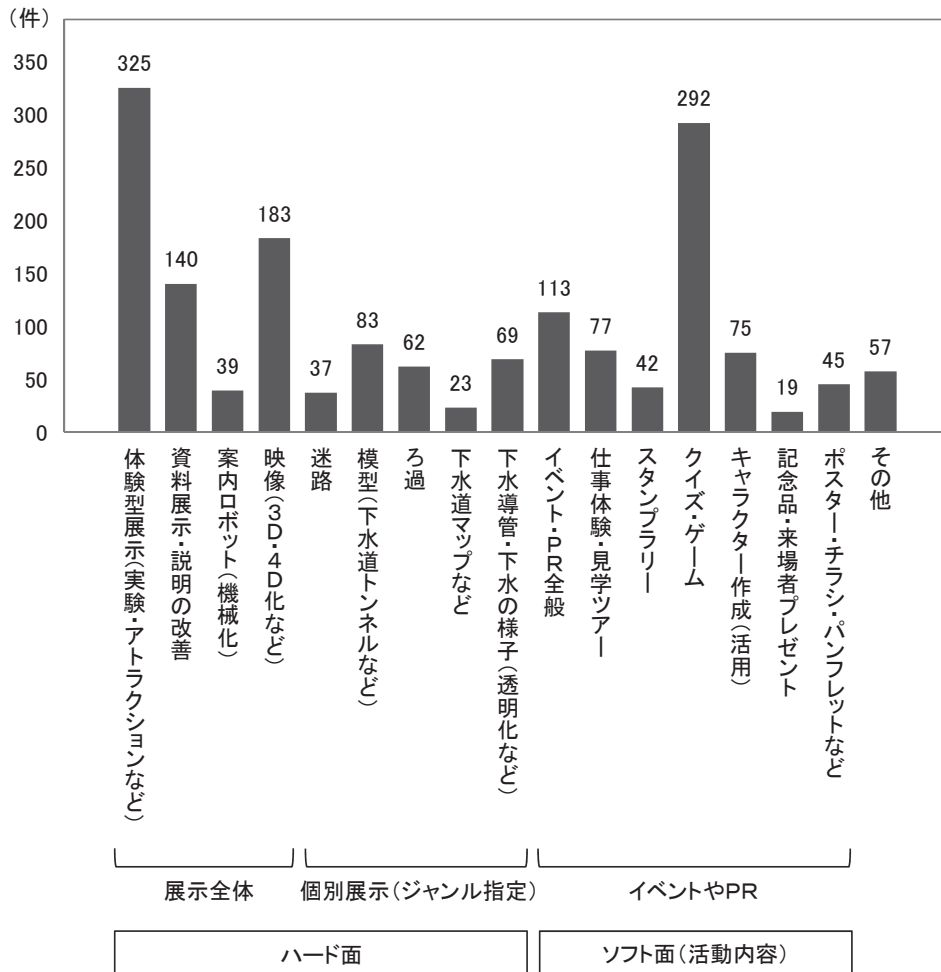


図9 下水道科学館リニューアル提案・意見募集の回答結果
(集計結果をもとに筆者が作成)

3.3 委員会での検討

2016年1月19日、第4回目の検討委員会では子どもからの提案・意見募集の結果が、来館者アンケートの結果(1.2で前述)と併せ、下水道河川局から説明された。下水道河川局からの依頼を受けて子どもの権利推進課から提出され、検討委員会で提示された資料は、子どもからの回答内容を入力した1,225人分全て、項目別集計、子どもの学校区分と居住する区の集計である。

子どもの意見に関して、委員から「クイズラリーやスタンプラリーが人気なのだから、リピーターになってもらうためにも、工夫してはどうか。」という主旨の発言があった。また、子どもが体験型展示に関心が高いことは、それまでの検討委員会である程度示されていた「参加型・体験型の展示」という方向性を強化できる根拠となるものであったという。検討委員会はリニューアルに向けての基本方針を決定する会議であるため、子どもの個別の意見についての言及や検討はされなかった。しかし、子どもからの提案・意見はリニューアルだけでなく、下水道河川局で、今後の運営・管理の参考にされる。

検討委員会では最終的に「ターゲットに応じた展示」、「下水道の存在意義を感じられる展示」、「参

加型・体験型の展示」,「ホンモノ志向の展示」,「インパクトがあり魅力的な展示」,「市民に伝えたいメッセージをわかりやすく伝える展示」,「双方向に交流し話し合える展示」,「学びの場として貢献する展示」,「いざという時に役立つ情報を発信するための展示」の方針が示され,「札幌市下水道科学館リニューアル基本計画」にまとめられた。

3.4 情報発信

今回の募集で子どもから寄せられた,提案・意見の内容と,それに対する下水道河川局の回答が札幌市の考え方として,子どもの権利推進課が発行する子ども向けの広報紙「子ども通信」第14号(図10)に掲載された。市内の学校小学4年生以上の各学級で掲示用に1枚,学校からの希望に応じて児童の家庭数などで追加分が配布され,キッズページでも公開されている。これは,子どもが「自分の意見を見てもらえている。」「自分が出したアイデアが紙面に載っている。」「札幌市の考え方で自分の要望が採用された。」と実感でき,次の意見表明へつながっていくことを期待しての情報発信である。意見の多かったクイズラリー・スタンプラリーをいっそう充実させ,子どもの意見を参考に,身体を動かして楽しみながら下水道を学ぶことのできる展示物を増やすように検討する考えを示している。

さっぽろのまちづくりにみんなの声を届けよう!

第14号
平成28年3月発行

札幌市役所ではさまざまな場面で子どもが意見を言う機会をひろげ,子ども視点を活かす取り組みを行っています。今回は2つのテーマについて,みなさんからの提案や意見の内容とそれに対する札幌市の考えをお知らせします。

テーマは,①下水道科学館のリニューアルと②自転車のルールマナーについてです。テーマについては,提案や意見をハガキに書いて送れる資料を市内の学校や区役所に配り,10月12月の期間で合計1,246名の子供から2,151件のアイデアの意見が寄せられました。結果は,次のとおりです。

テーマ①
「下水道科学館のリニューアル」
1,669件

区	件数
東区	295
中央区	140
南区	183
西区	83
北区	62
東区	28
南区	113
西区	77
北区	42
東区	75
中央区	19
南区	45
西区	57

※1人が複数の意見を出しているため,各項目の件数は意見の合計数ではありません。

札幌市の考え方
下水道科学館のリニューアルについて,素晴らしいアイデアをたくさんいただきました。多くのお子さんからの意見をいただいたツイスラリーやスタンプラリーについて,現在は9月の下水道科学館フェスタや,冬期間に開催していますが,いっそう充実できるように検討したいと思います。

また,具体的な展示物のアイデアとして「下水道の巨大水路」「サマリンクマツツの4D化などのご意見をいただきました。みなさんの意見を参考に,今後,全館に設置しながら,従来の「間」(見どころ)の内部だけでなく,入館後,身体を動かして楽しみながら下水道を学ぶこともできる展示物を増やすように検討していきます。

例えばこんな意見

- アトラクションやゲームなどをあわせて楽しく覚えられるコーナーが増えたい。
- 下水道の豆知識を書いたスタンプラリーはどうですか。
- 下水道の大きな水路を作ったりトンネルを作ったりして,再現したものの中を遊んで遊がものを作ったりしたらもっと大々的なと思います。
- 水のしくみの模型でプロシエウツシヨウマツツクを含ませて,それに言葉で説明してほしい。
- 「サマリンクマツツ」をQRにすればほしい。
- お仕事体験や下水道見学ツアーがあればいいと思います。
- 下水道科学館を遊園地みたいにしてほしい。

この通信では,「子どもの権利」に関するさまざまな取組をお知らせします。

図10 「子ども通信」14号の上面

4. 子どもの視点を活かすとりのくみの社会的意義

子どもが,「子どもの権利条例」には,市政等に参加・意見表明する権利が含まれていることを知り得たとしても,その権利を行使する機会がなければ,権利として実現することは容易でない。権

利を行使する機会に恵まれないような環境では、子どもの意見表明権は大人社会で無為のうちに放棄させられているような状況とも言え、そのような行使しがたい権利を子ども自身が権利として認識することも難しいであろう。そうした意味で、意見聴取の実践につながる具体性のある定めと実践そのものが、意見表明権を保障するために果たす役割は大きい。「参加する」という、子どもの日常的な権利をどのように確保するのか。この点において、より多くの子どもが意見を表現でき、施策へ反映させられるよう工夫された実践は、特に重要であると考ええる。

子ども・若者白書平成27年度版（内閣府 2015）によると、行政の具体的な施策の方向性に係る規定として、社会形成への参画機会の確保を含む条例が策定されている都道府県は、北海道、秋田県、富山県、石川県、長野県、三重県、京都府、大阪府、山口県、高知県の10府県、政令指定都市では札幌市、川崎市、名古屋市、京都市、堺市の5都市である。政令指定都市以外の市、町村（札幌市子ども未来局子ども育成部 2016）でも、子どもの社会参加を前提に意見表明権を示した条例を制定する動きは少しずつ広がっていることが推察される。

しかしながら、子どもが利用する施設の設置・運営への意見表明権の適用、行政の理解と参加促進のための情報発信などの子細な規定がされた条文も、実践報告も決して多くはない。もちろん、条例に具体的な規定のあることは施策が実施されていることを表すものではないし、条例に具体的な規定がなくとも、科学館の運営やリニューアルに子どもの意見を反映させる施策が、科学館の自主性に委ねられて実施されることは考えられる。それでも、前述のとおり、科学館が行う利用者視点での展示評価は主に来館者や科学館に関心のある大人が対象になり、多様な立場の子どもからのアクセスのしづらさは否めない。また、「子どもの権利条例」に意見表明権の具体的な定めがあるからこそ、来館する子ども以外にも対象を広げた規模での意見募集が実現したことを考慮すれば、札幌市のとりくみは科学館展示に子どもの視点を活かすという形で子どもの意思表明権の保障を具現化した実践例と言えよう。

「子どもの権利条例」前文からは、子どもがまちづくりに参加する機会を増やし、子どもの視点をとり入れることで子どもを含めたすべての市民が住みやすいまちにするとともに、子どもがまちづくりの担い手として成長していくことを目指す札幌市の姿勢が読みとれる。札幌市下水道科学館のリニューアルに子どもの視点を活かすとりくみの意義は、下水道科学館が子どもの学びに活用されるからといった科学館側の運営上の動機と利点のみにとどまらない。子どもがまちづくりの課題についての知識を得て、意見を形成し、表明した今回のとりくみは、単なる理想論、観念論ではなく、「子どもの権利条例」が促しているような社会参加の実践的理解がなされる機会にもなったと考える。

謝辞

執筆にあたり、多大なご助力、ご助言をいただきました札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課、札幌市下水道河川局総務部経営管理課の方々に、また、本稿の改善のための貴重なご意見を賜りました査読者のお二方に、心より深謝申し上げます。

注

- 1) 館長、副館長含めて夏季（4～9月）は7名、冬季（10～3月）は5名の職員
- 2) 小学校学習指導要領の第3学年及び第4学年（文部科学省 2016）では、廃棄物の処理について、ごみ、下水のいずれかを選択して取り上げ、廃棄物を資源として活用していることについてもあつかうように求めている。

- 3) 札幌市の流雪溝は、除排雪された雪が下水処理水の導水された溝を流れて、河川まで運ばれるしくみである。
- 4) 水をためた大きな水槽、または融雪管に雪を投げいれて、融雪する施設。札幌市では、熱源の一つに下水処理水を活用している。
- 5) 伊藤 (1993) は「社会の要請にもとづいて、必要な資料を発見し、あるいはつくりあげていくという、市民の参加・体験を運営の軸とする将来の博物館 (第三世代)」という概念を示し、参加し体験するという継続的な活用が、市民の知的探究心や自己学習能力を育むとした。
- 6) ここでいう「子ども」とは主に18歳未満のものを指し、「児童の権利に関する条約」で18歳未満と規定される対象年齢との法解釈上の整合性をとっている。条例では18歳未満の者と等しく権利を認めることが適当であるものを規定している。18歳に達した者でも、高等学校に在籍する場合と年齢が18歳又は19歳で、児童福祉法で定める児童福祉施設、学校教育法で定める学校、その他民間のフリースクール等の18歳未満の者が通学、通所、又は入所する施設に通学、通所又は入所する者が条例の権利主体である「子ども」に該当する。
- 7) 「児童の権利に関する条約」第12条 (外務省総合外交政策局人権人道課 2007)
 1. 締結国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
 2. このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。
- 8) 子どもが利用する市の施設とは、児童会館、公園、動物園などを指し、札幌市が運営する下水道科学館も該当する。
- 9) 学校の授業で班ごとに意見を出したケースなど、はがき1件につき複数の子どもが回答している場合もあるため、回答者数と回答件数は一致しない。

●文献：

青木豊 2013:『集客力を高める博物館展示論』雄山閣。

伊藤寿郎 1993:『市民のなかの博物館』吉川弘文館。

外務省総合外交政策局人権人道課2007:「児童の権利に関する条約」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/je_pamph.pdf (2016年8月6日 閲覧)。

川崎市青少年科学館 2011:「第1回川崎市青少年科学館市民懇談会の結果について」

<http://www.nature-kawasaki.jp/common/info/kondankai1kekka.pdf> (2016年10月10日 閲覧)。

川崎市青少年科学館 2012:「第2回川崎市青少年科学館市民懇談会の結果について」

<http://www.nature-kawasaki.jp/common/info/kondankai2kekka.pdf> (2016年10月10日 閲覧)。

喜多明人・森田明美・広沢明・荒牧重人編 2009:『逐条解説』日本評論社。

国際ソーシャルワーカー連盟編著 2004:『ソーシャルワークと子どもの権利 国連子どもの権利条約』筒井書房。

札幌市議会 2008:「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の付帯決議」

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/documents/hutaitetsugi.pdf> (2016年8月6日 閲覧)。

札幌市下水道河川局 2016:「札幌市下水道科学館リニューアル基本計画」

<http://www.city.sapporo.jp/gesui/new/documents/kihonkeikaku.pdf> (2016年8月20日 閲覧)。

札幌市子ども未来局子ども育成部 2016:「各自治体における子どもに関する条例等の制定状況」

https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/101_3.htm (2016年8月7日 閲覧)。

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 2009:『札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例 条文解説』。

内閣府 2015:「地方公共団体の青少年育成行政の概要 ②青少年育成関係条例」『子供・若者白書 平成27』国立印刷局。

バンダー神戸青少年科学館 2016:「かがくかんへのご意見」

<http://kobe-kagakukan.com/> (2016年8月19日 閲覧).

姫路科学館 2014:「姫路科学館のCS活動」

<http://www.city.himeji.hyogo.jp/atom/cs/index.html> (2016年8月19日 閲覧).

北海道社会科教育連盟 2015:『札幌市社会科副読本 わたしたちの札幌 4年上』北海教育評論社.

文部科学省 2016:「小学校学習指導要領 第2章各教科 第2節社会」『現行学習指導要領・生きる力』

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/sya.htm (2016年8月6日 閲覧).